

へきなん自殺対策計画策定委員会設置規程

碧南市公告第130号

令和5年5月17日

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、自殺対策計画を策定するに当たり、医療、保健、生活、教育、労働等その他幅広い分野からの意見を反映するため、へきなん自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、へきなん自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に関して審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了した日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長が任命し、副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第6条 計画の取組事項について調査し、及び検討するため、へきなん自殺対策計画策定部会（以下「部会」）を置く。

2 部会は、市長が任命する職員をもって組織する。

3 部会の会議は、健康推進部健康課長が招集する。

4 部会は、計画の取組事項について調査し、及び検討した結果を委員会に報告する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、健康推進部健康課において処理する。

（委任）

第8条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和5年5月17日から施行する。

へきなん自殺対策計画策定委員会設置規程の制定について

1 制定の理由

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策計画を策定するに当たり、医療、保健、生活、教育、労働等その他幅広い分野からの意見を反映するため、新たに規程を制定する。

2 制定の概要

(1) 所掌事務（第2条関係）

委員会は、へきなん自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に関して審議する。

(2) 組織（第3条関係）

ア 委員会は、委員12人以内で組織する。

イ 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（ア）識見を有する者

（イ）市民の代表

（ウ）各種団体を代表する者

（エ）関係行政機関の職員

ウ 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了した日までとする。

(3) 会長及び副会長（第4条関係）

ア 委員会に会長及び副会長を置く。

イ 会長は、市長が任命し、副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。

ウ 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(4) 会議（第5条関係）

ア 委員会は、必要に応じ、会長が招集する。

イ 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(5) 部会（第6条関係）

ア 計画の取組事項について調査し、及び検討するため、へきなん自殺対策計画策定部会（以下「部会」という。）を置く。

イ 部会は、市長が任命する職員をもって組織する。

ウ 部会の会議は、健康推進部健康課長が招集する。

エ 部会は、計画の取組事項について調査し、及び検討した結果を委員会に報告する。

3 施行期日

令和5年5月●日